

総合特別区域における 財政支援措置の手引き

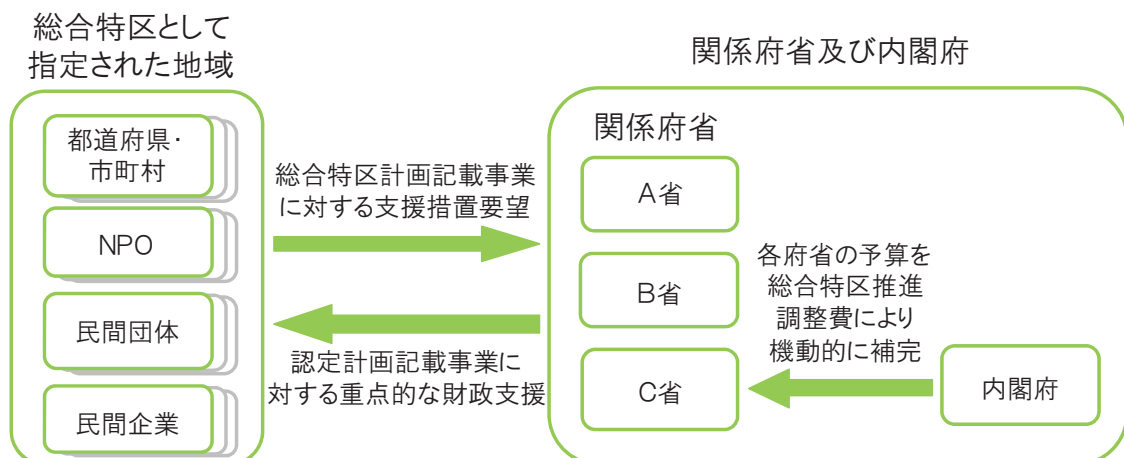
内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府地域活性化推進室
2011/08

●総合特区における財政上の支援措置の概要

総合特区制度は、総合特区法に基づき指定・認定を受けた地域の包括的・戦略的な取組みを、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援する仕組みです。関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度を活用して、重点的に財政支援を行うものとされています。さらに、総合特区に指定された場合には、地方公共団体は、国に対して規制の改革のみならず、税制・財政・金融上の支援措置の改善等に関する提案を行うことができるほか、提案された内容について、国と地方との場で協議を行うことができます。

総合特区推進調整費は、総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に各府省の予算を補完するものです。

本調整費は、総合特区計画の支援という目的は明確ですが、その具体的内容は、地域から申請され、総合特区法に基づく認定を受けた総合特区計画等の内容によるため、あらかじめ予算の用途を定めない「目未定経費」の調整費として計上したうえで、総合特区計画等の内容に応じ、関係する府省に移替え等の上、執行することとしております。



●財政上の支援措置に係る手続の流れ

① 総合特区指定申請時における資料提出

地方公共団体は、総合特区の指定申請を行うに当たって、総合特区の目標を達成するために実施しようとする事業等の内容を指定申請書に記載するとともに、指定申請書の参考資料として、以下の内容からなる事業ごとの支援措置の要望の一覧（支援措置要望一覧）を添付します。（様式は「総合特別区域指定申請関係手続の手引き」別添11）

- － 事業名（指定申請書に記載されているもの）
- － 事業内容
- － 事業実施主体
- － 事業期間（年度）
- － 想定事業費（合計、年度別）
- － 国費の活用を希望する額（合計、年度別）※活用を希望する制度毎に記載
- － 活用を想定する予算制度、所管府省名
- － 新規制度の創設、制度の拡充が必要な場合は、その概要
- － その他（総合特区の目標との関係が不明確なものについて必要に応じて補足等）

※支援措置要望一覧は、指定申請書に記載された事業の参考資料であり、正式な「予算要望資料」ではありません。

※全く新たな新規の予算制度の創設を前提とするものは、総合特区推進調整費の支援対象にはならないため、担当府省による予算要求を経て、制度創設がされた段階ではじめて支援が可能となります。

※支援措置要望一覧に、新規制度の創設及び制度の拡充が必要なものを記載した場合、規制の特例措置等の提案書に、新規制度の創設及び制度拡充の内容について記載してください。（様式は「総合特別区域指定申請関係手続の手引き」別添6）

② 支援措置要望一覧の情報提供

内閣府は、活用を想定する予算制度の所管府省に、地方公共団体から提出された指定申請書と支援措置要望一覧の情報を提供します。

③ 総合特区の指定を受けた地方公共団体から提出された支援措置要望一覧に対する各府省予算等による対応方針に係る意見照会

総合特区の指定後、内閣府は、総合特区の指定を受けた地方公共団体から提出された支援措置要望一覧に対する対応方針について各府省に照会を行います。

各府省は、各府省予算等による対応方針を内閣府に回答します。

a) 当該年度における対応

予算制度名（代替措置の提案を含む）、支援可能な範囲、支援金額（総合特区推進調整費による支援額を含む）等

b) 次年度以降における対応方針

次年度以降における概算要求等での方向性 等

※各府省において追加資料の提出が必要な場合、内閣府は地方公共団体に資料提出を依頼し、提出された資料を各府省に送付します。

④ 各府省の対応方針の地方公共団体への通知

内閣府は、各府省から回答された対応方針を地方公共団体に通知します。

⑤ 「国と地方の協議会」に関する申し出

地方公共団体は、各府省の対応方針の通知を受け、財政上の支援措置の改善等に関する提案について、「国と地方の協議会」の場における国との協議を希望する事項があれば、その内容を内閣府に対して申し出ます。

⑥ 「国と地方の協議会」における協議

地方公共団体と各府省は、地方公共団体から申し出のあった事項について、「国と地方の協議会」の場で協議を行います。

⑦ 各府省予算等による対応方針の修正

各府省は、「国と地方の協議会」における調整結果を踏まえ、必要に応じて、各府省予算等による対応方針の内容を修正し、内閣府に提出します。

⑧ 総合特区計画の認定申請

地方公共団体は、「国と地方の協議会」における調整結果を踏まえ、総合特区計画を作成し、内閣府に認定申請します。

(財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む)を活用しようとする事業については、総合特区計画に記載することが必要です。)

また、支援措置要望一覧についても「国と地方の協議会」における調整結果を反映した各府省予算等による対応方針を踏まえて適宜修正を行った上で、内閣府に再度提出します。

⑨ 総合特区推進調整費の配分計画案作成

内閣府は、各府省の対応方針、総合特区の指定を受けた地方公共団体から提出された「国と地方の協議会」での調整結果等を反映した認定申請書及び支援措置要望一覧を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案を作成します。

⑩ 総合特区推進調整費の配分計画案の承認

内閣府は、総合特区推進調整費の配分計画案を総合特区推進WGに説明し、必要に応じ修正等を行った上で承認を得ます。

なお、総合特区推進WGの意見を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案が修正された場合には、内閣府は修正内容について、各府省及び地方公共団体に通知します。地方公共団体は必要に応じて総合特区認定申請書及び支援措置要望一覧を修正し、内閣府に再度提出します。

⑪ 総合特区計画の認定

内閣府は、総合特区の指定を受けた地方公共団体から提出された総合特区認定申請書(必要に応じて修正されたもの)の認定を行います。

※総合特区推進調整費配分計画案の承認と総合特区計画の認定は基本的に同じタイミングとなることが想定されます。

⑫ 予算の移替え等

内閣府は、承認を受けた総合特区推進調整費の配分計画を各府省に通知し、担当府省との連携のもと、同計画に基づき予算の移替え等を行います。

⑬ 予算の執行

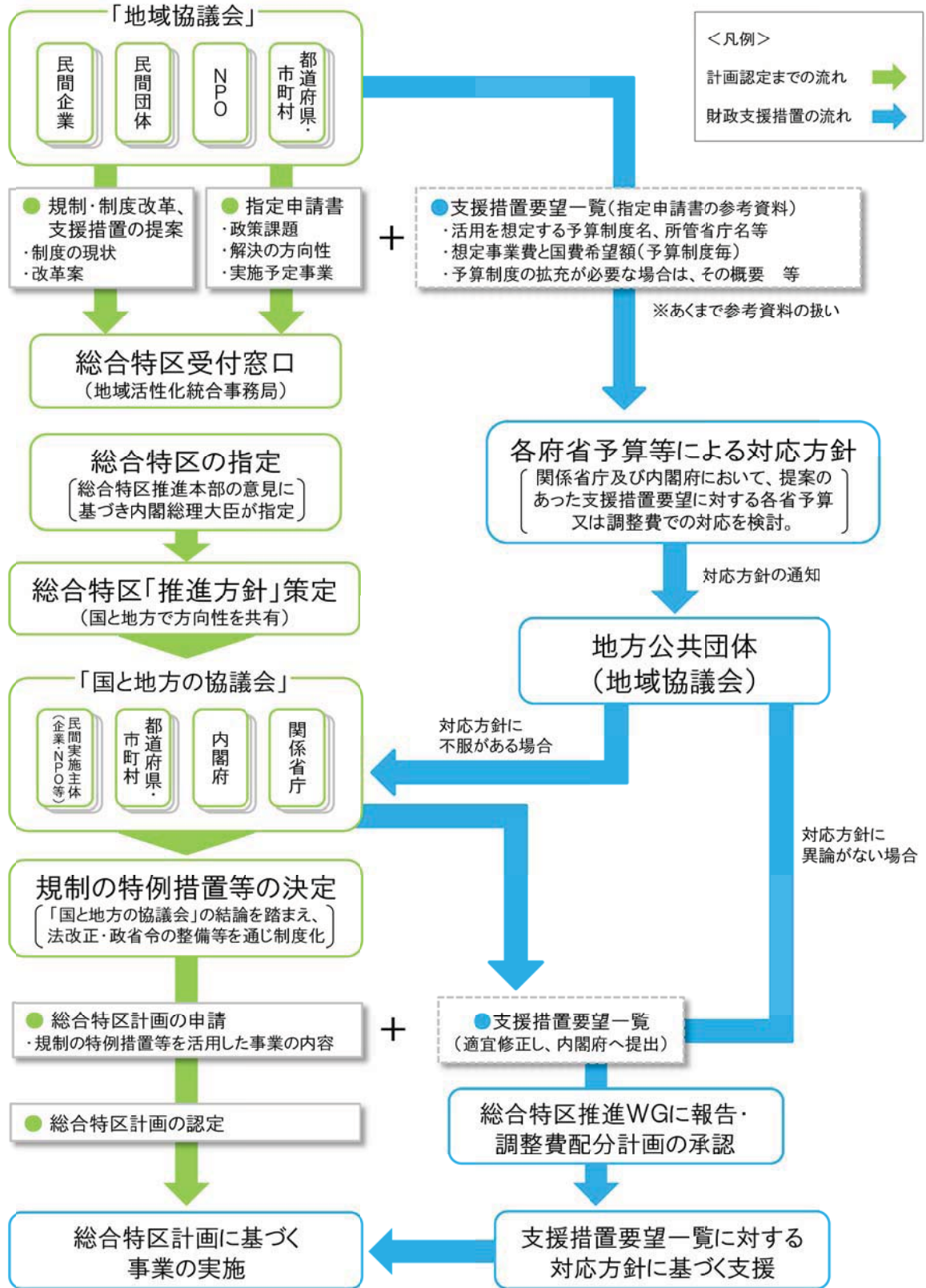
移替え等の後、各府省は配分計画等に基づき、予算を執行します。

地方公共団体等は、各府省の作成する要綱等に基づき、交付申請等を行います。

<次年度以降の手續>

- ① 地方公共団体は、次年度に必要とする財政支援の要望を内閣府に提出します。
(12月～1月頃)
- ② 内閣府は、地方公共団体から提出された要望を各府省に通知します。(12月～1月頃)
- ③ 内閣府は、各府省の当初配分での対応状況を確認し、当該年度の各府省予算での今後の対応方針、調整費の活用の可否等の照会を行い、財政支援の対応方針を決定していきます。

総合特区計画に記載された事業の支援の流れ



(参考) 総合特区推進調整費の使途等

(1) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合

○支援対象

規制・制度改革の検討を行うため、各府省が実施する調査等が対象となります。

(各府省による委託、試験研究の実施、委員会の開催、現地調査 等)

(2) 認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合

年度途中で各府省の予算制度を機動的に補完するものであるため、活用にあたっては、以下の要件、ルールが適用されます。

○支援対象

総合特区計画に記載された目標達成のために必要な事業で、以下の要件を満たすものが対象となります。

(事業の実施主体(地方公共団体、民間企業、NPO等)に対する助成、モデル事業の実施、国の施設の整備、直轄事業、国の職員の派遣 等)

①各府省の予算制度における要件を満たすもの

②規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各府省の予算制度を拡充するもの(各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く。)

※各府省の既存予算制度の拡充等の範囲を超えた、全く新たな補助制度等の創設を必要とするものは調整費の対象にはなりません。

○補助率等

補助制度における国の負担割合は、各府省の現行制度によるものが適用されます。

○支援期間

調整費による事業毎の支援期間は、3年間で上限です。なお、計画認定後5年間の期間内に限ります。

○支援額の上限

各府省の予算制度の重点的な活用による支援に加え、以下の金額を上限として、総合特区推進調整費を活用して支援することが可能です。

① 国際戦略総合特区

各府省の予算制度による支援に加え、20億円／計画・年

② 地域活性化総合特区

各府省の予算制度による支援に加え、5億円／計画・年

○平成23年度予算額

[国費ベース 単位：百万円]

事 項	平成23年度 予 算 額	備 考
総合特区推進調整費	15,100	新規

※総合特区推進調整費は、予算総則第13条に規定する移替え経費であり、関係府省に移替え等の上、執行されます。また、財政法第14条の3に規定する繰越明許費に該当します。

別添 6 規制の特例措置等の提案書作成イメージ

※ 本イメージは提案書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

※既に総合特区として指定を受けている地方公共団体よりの提案の場合は以下の通り記載のこと。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域における事業の実施に必要となる新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

〇〇市

注) 総合特区の指定申請を民間事業者と共同で行う場合においても、本提案書については、地方公共団体の名で作成願います。

2 提案内容

別表のとおり

注) 規制の特例措置の提案にあたっては、根拠法令等は、〇条〇項のどの部分等、具体的に記載することが望ましい。

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:

提案事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関 係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名		担当部署名		担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称			国際・地域の別		対象地域		計画期間	平成 年度 ~ 平成 年度	(年間)	

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									HO	HO	HO	HO	HO
1								0					
								0					
2								0					
								0					
3								0					
								0					
4								0					
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					
10								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。